



令和6年の海洋汚染の現状(確定値)

～海洋汚染の確認件数が前年比 19 件増～

令和6年1月1日から12月31日までの間に、海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は416件であり、前年の397件から19件増加しました。

直近10年の平均件数(433件)と比較するとやや下回る件数となっているものの、例年に引き続き、油と廃棄物による海洋汚染確認件数が高い割合で推移しています。

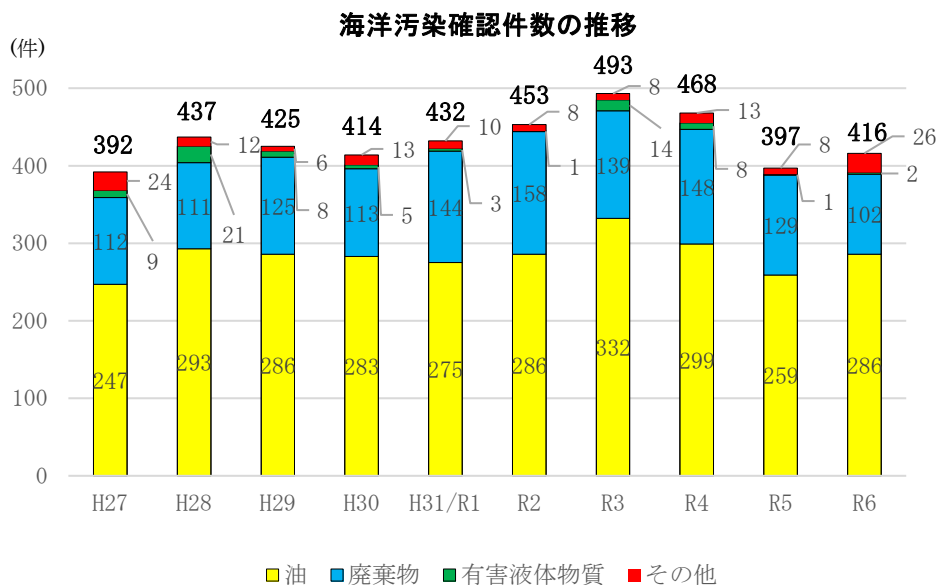
1 全体の傾向

海洋汚染確認件数のうち物質別(油、廃棄物、有害液体物質及びその他)では、油によるものが、286件(69%)であり、前年の259件から27件増加しました。

廃棄物によるものが、102件(25%)であり、前年の129件から27件減少しました。

有害液体物質によるものが、2件(1%未満)であり、前年の1件から1件増加しました。

※本資料の構成比は原則小数点以下第1位を四捨五入し表記しているため合計が100%にならない場合があります。



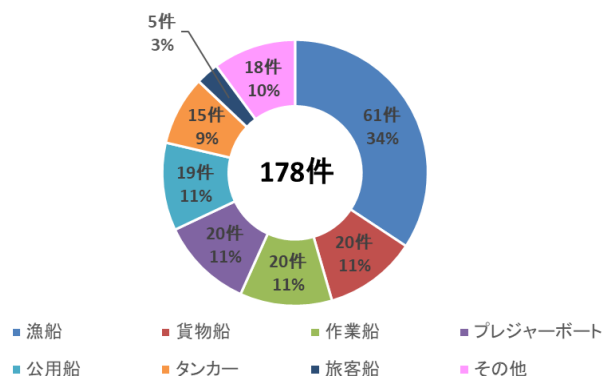
2 油による海洋汚染

(1) 傾向

油による海洋汚染は、286 件であり、そのうち船舶からの油排出が、178 件（前年 146 件）であり、船種別によると「漁船」が最も多く、排出原因別によると「取扱不注意」が最も多くなっております。

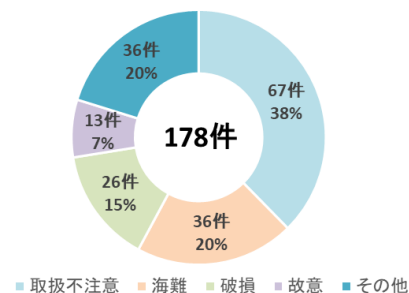
【ア 船種別】

漁船	61 件 (34%)
貨物船	20 件 (11%)
作業船	20 件 (11%)
プレジャーボート	20 件 (11%)
公用船	19 件 (11%)
タンカー	15 件 (9%)
旅客船	5 件 (3%)
その他	18 件 (10%)



【イ 排出原因別】

取扱不注意	67 件 (38%)
海難	36 件 (20%)
破損	26 件 (15%)
故意	13 件 (7%)
その他	36 件 (20%)



(2) 具体的な今後の取組

排出原因として、最も多い「取扱不注意」の中には、誤ったバルブ操作や不適切な燃料タンク計測に起因した油の排出が多く見受けられました。

これらを防止するため、漁船・作業船・貨物船などの船舶を中心に訪船指導を実施するとともに、陸上の事業者に対しても訪問指導や海洋環境保全講習会を行い、確認作業を徹底するように指導します。

～海洋汚染事例Ⅰ(船舶からの油流出による海洋汚染)～ バルブ閉鎖の不確認による燃料搭載中における油流出

燃料給油時に、1番タンクのみ給油する予定であったが、バルブ閉鎖の確認を怠った結果、搭載予定にない2番タンクにも燃料油が流入し、タンクが満載となり、空気抜き管を通じて、海上へと油が流出したものの。



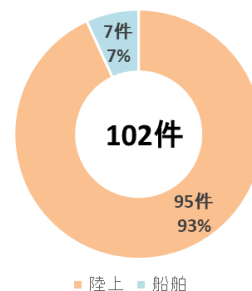
3 廃棄物による海洋汚染

(1) 傾向

廃棄物による海洋汚染は、102件であり、船舶から廃棄されたものが7件、陸上から廃棄されたものが95件でした。陸上からの廃棄物を排出原因者別にすると、一般市民によるものが70件と、全体の約7割を占めております。

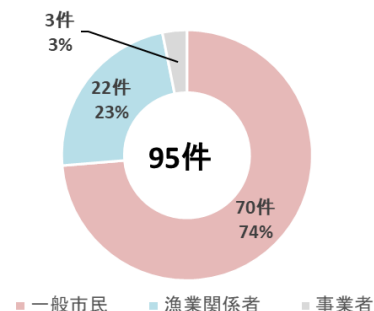
【ア 排出源別】

陸上	95件 (93%)
船舶	7件 (7%)



【イ 排出原因者別 (陸上)】

一般市民	70件 (74%)
漁業関係者	22件 (23%)
事業者	3件 (3%)



(2) 具体的な今後の取組

廃棄物による海洋汚染については、家庭ごみの投棄や釣りなどで発生した残さの投棄など、陸上からの「不法投棄」が大部分を占めています。

これらを防止するため、若年層を含む一般市民に対して、リーフレットやポスターを用いた不法投棄防止の呼びかけを行うとともに、海洋環境保全教室や漂着ごみ分類調査を実施し、プラスチックなど身の回りのごみが海洋環境に与える影響などについて、身近に感じてもらう機会を創出するなど、海洋環境保全に向けた取組を推進します。

～海洋汚染事例2(陸上からの廃棄物投棄による海洋汚染)～ 一般市民による家庭ごみの不法投棄

一般市民が家庭で不要となったフライパンや衣類等の家庭ごみ、約9.66キログラムを沿岸部から海上へ不法投棄したものを。



4 有害液体物質による海洋汚染

有害液体物質による海洋汚染は、2 件であり、船舶及び陸上のそれぞれから 1 件となりました。

～海洋汚染事例 3 (有害液体物質による海洋汚染)～ 海難事故 (乗揚げ) によるシクロヘキサンの海上流出

韓国籍ケミカルタンカーが暗礁に乗揚げ、燃料油が流出したほか、海上荒天の影響により、船体が損傷し、積荷であるシクロヘキサンが海上へ流出したもの。

※シクロヘキサン

揮発性・引火性が高く、人体への毒性あり



5 その他による海洋汚染

その他による海洋汚染は、主に工場排水によるものや土砂等によるものであり、26 件と全体の約 6%となっております。

～海洋汚染事例 4 (工場排水による海洋汚染)～ 基準値を超える工場排水の海上への排出

水産食料品製造場において、水質汚濁防止法で定める排水基準に適合しない排水水を海上へ排出したもの。

※ 排水基準

化学的酸素要求量 (COD) : 1 リットルにつき 160 ミリグラム以下

→ 水中の有機物などの汚れの度合いを示す水質指標

浮遊物質 (SS) : 1 リットルにつき 200 ミリグラム以下

→ 水中に浮遊している不溶性の物質 (直径 2mm 以下の粒子状物質) の量



※令和 6 年海洋汚染の現状の詳細については「別添」をご参照下さい。

資料 1 物質別にみた海洋汚染確認件数【令和6年を含む直近10年分】

(単位：件)

		油	廃棄物	有害液体 物質	その他	合計	前年比
平成27年 (2015年)	件数	247	112	9	24	392	103%
	割合	63%	29%	2%	6%		
平成28年 (2016年)	件数	293	111	21	12	437	111%
	割合	67%	25%	5%	3%		
平成29年 (2017年)	件数	286	125	8	6	425	97%
	割合	67%	29%	2%	1%		
平成30年 (2018年)	件数	283	113	5	13	414	97%
	割合	68%	27%	1%	3%		
平成31年 /令和元年 (2019年)	件数	275	144	3	10	432	104%
	割合	64%	33%	1%	2%		
令和2年 (2020年)	件数	286	158	1	8	453	105%
	割合	63%	35%	0.2%	2%		
令和3年 (2021年)	件数	332	139	14	8	493	109%
	割合	67%	28%	3%	2%		
令和4年 (2022年)	件数	299	148	8	13	468	95%
	割合	64%	32%	2%	3%		
令和5年 (2023年)	件数	259	129	1	8	397	85%
	割合	65%	32%	0.3%	2%		
令和6年 (2024年)	件数	286	102	2	26	416	105%
	割合	69%	25%	0.5%	6%		

(注) 「その他」とは、工場排水、土砂等である。

資料2 海域別にみた海洋汚染確認件数【令和6年を含む直近5年分】

(単位：件)

年	種類	海 域										合 計	
		北海道沿岸	本州東岸	東京湾	伊勢湾	大阪湾	(瀬戸内海 大阪湾を除く)	本州南岸	九州沿岸	日本海沿岸	南西海域		
令和2年	油	14	31	12	17	10	77	17	57	29	22	286	
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		廃棄物	18	32	0	49	5	32	0	8	14	0	158
		その他	0	0	0	0	0	2	0	1	5	0	8
		小計	18	32	1	49	5	34	0	9	19	0	167
計	32	63	13	66	15	111	17	66	48	22	453		
令和3年	油	30	34	24	15	10	77	22	49	38	33	332	
	油以外	有害液体物質	0	1	2	0	1	5	5	0	0	0	14
		廃棄物	25	20	12	25	2	28	5	10	10	2	139
		その他	0	0	1	0	0	4	0	2	1	0	8
		小計	25	21	15	25	3	37	10	12	11	2	161
計	55	55	39	40	13	114	32	61	49	35	493		
令和4年	油	24	33	29	6	7	65	25	51	35	24	299	
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	6	0	1	0	0	8
		廃棄物	26	29	14	23	8	11	3	14	17	3	148
		その他	0	3	2	2	0	2	0	3	0	1	13
		小計	26	33	16	25	8	19	3	18	17	4	169
計	50	66	45	31	15	84	28	69	52	28	468		
令和5年	油	31	32	31	7	8	51	21	29	35	14	259	
	油以外	有害液体物質	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		廃棄物	36	8	3	21	3	19	4	18	11	6	129
		その他	1	1	0	2	0	3	1	0	0	0	8
		小計	38	9	3	23	3	22	5	18	11	6	138
計	69	41	34	30	11	73	26	47	46	20	397		
令和6年	油	26	28	34	19	6	55	13	47	28	30	286	
	油以外	有害液体物質	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
		廃棄物	43	3	7	16	0	12	4	6	10	1	102
		その他	2	2	5	3	0	4	2	6	1	1	26
		小計	45	5	12	20	0	16	6	13	11	2	130
計	71	33	46	39	6	71	19	60	39	32	416		

(注) 「その他」とは、工場排水、土砂等である。

資料3 排出源別にみた海洋汚染確認件数【令和6年を含む直近5年分】

(単位：件)

年	排出源 種類	判 明														不 明	合 計	
		船							陸 上									
		貨物船	タンカー	漁船	旅客船	公用船	作業船	ボレジャー その他	小計	事業者	漁業関係者	一般市民 その他	小計	その他	計			
令和2年	油	22	15	57	3	7	16	32	15	167	21	4	24	49	9	225	61	286
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	廃棄物	0	0	10	0	0	0	0	0	10	4	48	96	148	0	158	0	158
	その他	2	0	0	0	0	0	0	5	7	1	0	0	1	0	8	0	8
	小計	2	0	10	0	0	0	0	5	17	6	48	96	150	0	167	0	167
計	24	15	67	3	7	16	32	20	184	27	52	120	199	9	392	61	453	
令和3年	油	24	12	61	5	11	32	31	19	195	14	4	22	40	21	256	76	332
	油以外	有害液体物質	0	6	0	0	0	0	0	6	8	0	0	8	0	14	0	14
	廃棄物	0	0	19	0	0	1	0	0	20	2	31	86	119	0	139	0	139
	その他	2	0	0	0	0	1	0	1	4	4	0	0	4	0	8	0	8
	小計	2	6	19	0	0	2	0	1	30	14	31	86	131	0	161	0	161
計	26	18	80	5	11	34	31	20	225	28	35	108	171	21	417	76	493	
令和4年	油	25	19	73	11	10	21	32	7	198	21	4	7	32	7	237	62	299
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	0	0	1	7	0	0	7	0	8	0	8
	廃棄物	0	0	23	0	1	0	0	2	26	8	21	88	117	0	143	5	148
	その他	4	0	0	0	0	3	0	0	7	6	0	0	6	0	13	0	13
	小計	4	1	23	0	1	3	0	2	34	21	21	88	130	0	164	5	169
計	29	20	96	11	11	24	32	9	232	42	25	95	162	7	401	67	468	
令和5年	油	15	14	43	7	9	22	26	10	146	24	3	18	45	3	194	65	259
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1
	廃棄物	2	0	3	0	0	1	2	0	8	4	33	84	121	0	129	0	129
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	1	7	0	8	0	8
	小計	3	0	3	0	0	1	2	0	9	8	35	86	129	0	138	0	138
計	18	14	46	7	9	23	28	10	155	32	38	104	174	3	332	65	397	
令和6年	油	20	15	61	5	19	20	20	18	178	28	3	15	46	6	230	56	286
	油以外	有害液体物質	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2	0	2
	廃棄物	0	0	7	0	0	0	0	0	7	3	22	70	95	0	102	0	102
	その他	5	0	0	0	0	3	1	0	9	12	0	2	14	3	26	0	26
	小計	5	1	7	0	0	3	1	0	17	16	22	72	110	3	130	0	130
計	25	16	68	5	19	23	21	18	195	44	25	87	156	9	360	56	416	

- (注) 1. 「油以外」の欄の「その他」とは、工場排水、土砂等である。
 2. 排出源「船舶」の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。
 3. 排出源「陸上」の欄の「その他」とは、原因者が不明なものを含む。
 4. 排出源「判明」の欄の「その他」とは、赤潮、海没車両、海洋施設である。

資料4 原因別にみた海洋汚染確認件数(排出源不明のものを除く。)
【令和6年を含む直近5年分】

(単位：件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損	船舶海難	その他	原因不明	合計
	種類								
令和2年	油		29	60	55	50	31	0	225
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	0	0	1
		廃棄物	157	1	0	0	0	0	158
		その他	8	0	0	0	0	0	8
		小計	165	1	1	0	0	0	167
計		194	61	56	50	31	0	392	
令和3年	油		16	93	48	44	44	11	256
	油以外	有害液体物質	5	3	5	0	1	0	14
		廃棄物	139	0	0	0	0	0	139
		その他	6	0	2	0	0	0	8
		小計	150	3	7	0	1	0	161
計		166	96	55	44	45	11	417	
令和4年	油		23	67	54	55	29	9	237
	油以外	有害液体物質	0	2	6	0	0	0	8
		廃棄物	146	0	0	0	0	0	146
		その他	9	1	2	0	1	0	13
		小計	155	3	8	0	1	0	167
計		178	70	62	55	30	9	404	
令和5年	油		18	78	47	34	11	6	194
	油以外	有害液体物質	0	0	0	0	0	1	1
		廃棄物	128	1	0	0	0	0	129
		その他	6	0	1	0	1	0	8
		小計	134	1	1	0	1	1	138
計		152	79	48	34	12	7	332	
令和6年	油		13	77	48	40	46	6	230
	油以外	有害液体物質	0	0	1	1	0	0	2
		廃棄物	102	0	0	0	0	0	102
		その他	6	3	2	0	14	1	26
		小計	108	3	3	1	14	1	130
計		121	80	51	41	60	7	360	

- (注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水、土砂等である。
3. 原因の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、経年劣化等である。

資料5-1 船種別にみた排出原因（油のみ）【令和6年】

（単位：件）

船種 \ 排出原因	故意	取扱不注意	破損	船舶海難	その他	合計
貨物船	0	15	3	0	2	20
タンカー	0	9	2	2	2	15
漁船	6	17	5	21	12	61
旅客船	1	1	1	2	0	5
公用船	0	3	6	2	8	19
作業船	0	9	3	5	3	20
プレジャーボート	4	5	2	2	7	20
その他	2	8	4	2	2	18
計	13	67	26	36	36	178

- （注） 1. 排出原因の欄の「その他」は、沈船、経年劣化等である。
 2. 船種の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。

資料5-2 船種別にみた取扱不注意の作業内容（油のみ）【令和6年】

（単位：件）

船種 \ 作業内容	給油作業	移送作業	貨物油荷役作業	機関・設備整備作業	ビルジ取扱作業	その他の作業	合計
貨物船	6	7	1	0	0	1	15
タンカー	1	4	3	0	0	1	9
漁船	4	4	0	3	2	4	17
旅客船	0	0	0	0	0	1	1
公用船	0	1	0	1	0	1	3
作業船	2	3	0	1	0	3	9
プレジャーボート	2	0	0	0	2	1	5
その他	1	2	0	0	0	5	8
計	16	21	4	5	4	17	67

- （注） 1. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、諸機関運転作業等である。
 2. 船種の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。

資料5-3 船種別にみた取扱不注意の原因（油のみ）【令和6年】

（単位：件）

取扱不注意の原因 船種	バルブ 操作不適切	タンク 計測不適切	ポンプ 操作不適切	関連機器 点検整備 不適切	その他	合計
貨物船	7	6	2	0	0	15
タンカー	3	0	2	0	4	9
漁船	1	1	5	1	9	17
旅客船	0	0	0	1	0	1
公用船	0	0	1	1	1	3
作業船	2	2	1	3	1	9
プレジャーボート	0	1	1	1	2	5
その他	0	2	2	2	2	8
計	13	12	14	9	19	67

（注）1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、経年劣化、作業手順確認不足等によるものである。
2. 船種の欄の「その他」とは、遊漁船、警戒船、廃船等である。

資料5-4 船舶における作業内容と取扱不注意の原因（油のみ）【令和6年】

（単位：件）

取扱不注意の原因 作業内容	バルブ 操作不適切	タンク 計測不適切	ポンプ 操作不適切	関連機器 点検整備 不適切	その他	合計
給油作業	5	6	0	1	4	16
移送作業	5	4	9	0	3	21
貨物油荷役作業	1	1	0	0	2	4
機関・設備整備作業	0	0	2	2	1	5
ビルジ取扱作業	0	0	1	1	2	4
その他の作業	2	1	2	5	7	17
計	13	12	14	9	19	67

（注）1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、経年劣化、作業手順確認不足等によるものである。
2. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、諸機関運転作業等である。

資料6 外国船舶による海洋汚染【令和6年を含む直近5年分】

(単位：件)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
海洋汚染の発生確認件数	油による海洋汚染	日本の領海内	18	15	17	8	14
		日本の領海外	1	1	0	0	0
		小計	19	16	17	8	14
	油以外のものによる海洋汚染		0	0	0	0	1
	合計		19	16	17	8	15
	(船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合)		(9%)	(10%)	(7%)	(5%)	(8%)